まちなか商店リニューアル補助金　～申請から補助金の交付まで～

① 申請(申請者→本庁商工振興課)

【申請期間】 **令和7年4月1日(火)～4月14日(月)**

【提出先】 以下の①～③の方法で受付を行います。

電子申請は
市HPから

① インターネット ： 市HPから申請いただけます。

② 郵　　送 ： 郵送先　〒370－8501　高崎市高松町35番地1　高崎市役所商工振興課　宛
まちなか商店リニューアル助成事業書類在中と封筒に記載ください。
※4月14日(月)必着

③ 窓　　口 ： 本庁商工振興課(13F)※本庁、支所とも土、日、祝日を除く
各支所(倉渕支所地域振興課、箕郷支所産業課、群馬支所産業課、新町支所地域振興課、榛名支所産業観光課、吉井支所産業課)※申請の受付のみ

② 審査⇒交付決定(本庁商工振興課→申請者) **交付決定後の増額は認められません。**

申請内容や助成を受けた回数などを審査し、交付の可否を決定します。
申請書類の審査完了後、申請者に通知します。
必要に応じて現地調査を行います。

③ 改装等の着工・備品の購入

※ 補助金の交付決定を受けてから着工(購入)してください。

交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。

④ 変更申請(申請者→本庁商工振興課)

変更が生じる場合は事前に変更申請書の提出が必要です。

変更手続きをしていない場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。

⑤実績報告(申請者→本庁商工振興課)**※リニューアル完了から30日以内または令和8年2月末まで**

工事完了後、施工業者への代金の支払いが済みましたら、まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書に記入し、必要書類を添えて提出してください。

⑥審査⇒補助金交付(本庁商工振興課→申請者)

報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、指定の口座に補助金を振り込みます。

― 問い合わせ先(平日8時30分～17時15分) ―

〒370-8501 高崎市高松町35番地1　高崎市役所商工振興課商業振興担当(高崎市役所13階)
直　通:027-321-1256
ＦＡＸ:027-325-4879
E-mail:shoukou@city.takasaki.gunma.jp
※飲食店の特別枠に関しては、保健医療部生活衛生課食品衛生担当(027-381-6116)まで

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

高崎市は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「専ら店舗等で使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を補助します。

項目	内容
対象者	**●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人の設立・異動届出書を提出している法人(※宗教法人は除く)で次のいずれかに該当する人(賃貸契約締結済みで、これから営業を開始しようとしている人を含む)** ① 店舗等を自ら営業している人。 ② 店舗等を借りて営業している人。 ③ 店舗等を所有している人(テナントが対象となる業種に限る)。 ④ チェーン店・フランチャイズ店を営業している人(市内に本店がある場合に限る)。 ⑤ フランチャイズ店を営業している人(自己資金で改装を実施する場合に限る)。 **●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に人の設立・異動届出書を提出している法人で、次のすべてに該当する人** ① 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していない人。 ② 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない人。 ③ 申請日時点で市税の滞納がない人。
対象業種	**小売業、宿泊業、飲食サービス業、理美容業を営む市内の来客型の店舗となります。** **その他対象業種は商工振興課まで、お問い合わせください。** **ただし、次の場合は対象外となります。** ・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗(※原則、大規模小売店舗内に所在する店舗は対象外となります) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」)第2条第1項第1号から第5号のうち同法第3条第1項の許可を受けていない店舗 ・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業のうち、床面積の合計が100㎡を超える店舗 ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む店舗
対象工事等	**市内の施工業者及び販売業者(高崎市に住民登録がある個人や、高崎市に法人の設立・異動届出書を提出している法人で、対象の工事や備品の販売を営む事業者)**を利用し、店舗等を改善するための改装や、専ら店舗等で使用する備品の購入を対象とします。 **※建物の新築工事に附随する場合、申請日時点で完了検査が終了していること。**
補助金額 補助限度額	**工事や備品購入にかかった費用(税抜き)の2分の1を助成**します。 1店舗当たりの補助金は、**100万円が上限**となります。 **工事・備品購入金額の下限はありません**が、備品は1品1万円以上のものとなります。 ※一年度当たりに申請できるのは1店舗1回限りとします。 ※申請は店舗ごとで、過去に助成を受けた店舗でも3回目までの利用が可能です。
その他	**交付決定前の工事着工・備品購入(事前着工)は対象外となります。** 他の補助制度の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 **必要に応じて現地調査を行います。** **改装等に際し、建築基準法(建築指導課)や都市計画法(都市計画課)等の関係法令も事前にご確認ください。**

別表

対象	工事の例
工　事 （市内業者による施工であること）	**【対象となる工事】（接客スペースに限る。ただし、店舗併用住宅の一体的な工事の場合や、一部事務所スペース等が含まれる店舗全体の一体的な工事の場合、床面積の割合等で審査）** ① 屋根の修復（張替え・防水など） ② 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など ③ 襖・障子・網戸・畳の張替え ④ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの ⑤ 外壁の塗り直し ⑥ 扉の交換 ⑦ 窓ガラス・サッシの交換 ⑧ ドアの電動化 ⑨ 店舗間仕切りの変更 ⑩ 看板・オーニング（日よけ）の修復や設置 ⑪ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え ⑫ 厨房の改修 ⑬ 給排水・衛生（換気を含む）設備に関するもの ⑭ 給湯設備に関するもの ⑮ 電気・ガスに関するもの ⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの ⑰ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの ⑱ （理・美容業）の客用椅子の取替え など **【対象とならない工事】** **※専ら従業員が利用するスペースの工事は対象となりません。** **※建築確認を要する工事は対象となりません。** ① 車庫・物置き・倉庫等の設置 ② 住宅・事務所・工場などの改修・改築など ③ 門扉・ブロック塀の設置や駐車場など ④ 植樹・剪定などの植栽に関するもの ⑤ 情報通信設備に関するもの ⑥ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの ⑦ 外構工事及び屋外設備の設置 ⑧ 防犯用のカメラ及びライトの設置等、防犯を目的とするもの ⑨ 清掃、シロアリの駆除、その他防虫の薬剤散布・消臭・塗布など ⑩ 浄化槽の設置・修繕 ⑪ 市場価格と比較して、工事費が高価と認められるもの ⑫ 店舗等で必要であると認められないもの など

対象	備品の例
備　品 （市内業者から購入すること）	**【対象となる備品】（税抜き1品1万円以上のもの）** ① 椅子、テーブル ② カーテン、ブラインド ③ 商品陳列棚（ショーケース） ④ 業務用冷蔵庫・冷凍庫 ⑤ その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品　など **【対象とならない備品】** ① 消火器などの消防用品や各種防災用品 ② 消耗品（食器類やチラシ、メニューカード等） ③ 事務用品（パソコン、プリンター、ソフトウェア、スマートフォン、タブレット等） ④ 通信機器 ⑤ 購入価格が著しく高価と認められるもの ⑥ 店舗等で必要であると認められないもの　など ※自らの店舗で商品となり得るものは、対象とならない場合があります。

交付申請・実績報告に必要な書類等（◎は必須書類）

◎**交付申請書**（様式第1号）**※必要書類の名義・宛名は申請者と同一であること**
◎**誓約書**（様式第2号）
○**賃貸借契約書の写し**（物件の所在地、契約期間、契約日、賃貸人・賃借人の双方の署名捺印が確認できる箇所）
※店舗等の建物所有者が申請者以外の場合
○店舗所有者の**同意書**※店舗等の建物所有者が申請者以外の場合
○**食品営業許可書**や風俗営業許可証の写し等（**各業種の許可書・届出書**）
※新規オープンする場合で、申請時点で各許可書・届出書を未取得の場合は、実績報告時に提出
取得（提出）できない場合は、交付決定を取り消す（補助金が交付できない）場合があります。
◎工事費や備品購入費の**見積書**（数量、単価、型番等が記載されたもの）※申請日時点で有効期間内のもの
◎**平面図**（面積等が記載され、店舗内のレイアウトが把握できるもの）
※新規オープンやレイアウト変更を伴う工事の場合、工事後のレイアウトが具体的にイメージできる
平面図等も併せて提出して下さい
◎**工事、備品設置予定箇所すべてのカラー写真**（工事前の写真が不足している場合、補助金を交付できません）
◎**営業の状況が分かる外観・内観のカラー写真**
○**食品衛生責任者実務講習会修了証書の写し**（飲食店衛生向上リニューアルの場合）※令和4年4月以降に受講したもの
※その他申請内容により、審査に必要な書類の追加提出を求める場合があります。

◎**実績報告書**（様式第6号）
◎**請求書**（様式第7号）
◎**領収証の写し**（工事や備品購入にかかる領収証の写し）※市内の住所表記で発行したものに限る。
◎**請求明細書の写し**（申請時の見積書と比較できる数量、単価、型番等が記載された内訳書）
◎**工事・備品設置箇所すべてのカラー写真**※新規の場合はオープンしたことが確認できるもの
◎**通帳の写し**（補助金振込先の金融機関名、支店名、振込み先の口座番号、口座名義が記載されたもの）

※詳細は、商工振興課にお問い合わせください。